

業務説明会資料

ねんきん定期便の作成及び発送準備業務
(令和9年4月～令和10年3月発送分)

年金記録企画部
年金記録業務室

令和8年9月

目次

1. ねんきん定期便の事業について	P3
2. 業務説明	P4
3. 仕様について	P7
4. 運用仕様書の作成及び提出	P16
5. 技術試験及び技術試験品等の提出	P17
6. 仕様書・委託要領に係る質問及び回答	P18
(参考) 令和9年度発送分「ねんきん定期便」に係る主な変更点	P19

1. ねんきん定期便の事業について

(1) 送付の目的

保険料納付実績や将来給付に関する情報を分かりやすい形でお知らせし、年金制度に加入していることや年金給付と保険料負担の関係を実感いただき、現役世代、特に若い世代の方に年金制度に対する理解を深めていただくことにより、年金制度に対する信頼を向上させることを目的とする。

【根拠法令】

- ・ 国民年金法第14条の5、国民年金法施行規則第15条の4
- ・ 厚生年金保険法第31条の2、厚生年金保険法施行規則第12条の2

(2) 送付対象者

- ・ 60歳未満で基礎年金番号が付番されている者のうち、国民年金・厚生年金保険（船員保険）の被保険者または被保険者であった期間がある者※
- ・ 60歳以上で誕生月の4ヶ月前を起点として前13ヶ月間に、国民年金・厚生年金保険（船員保険）の被保険者であった期間がある者※

※ 最終加入制度が各共済組合の場合、現役の共済加入者であれば各実施機関（共済組合）が送付する。

(3) 送付内容

- ・ 節目年齢（35歳、45歳、59歳）の者には「封書」で全期間の年金加入記録をお知らせする。
- ・ 節目年齢（35歳、45歳、59歳）以外の者には「はがき」で直近1年間（13ヶ月）の年金加入記録をお知らせする。

(4) 記載内容

- ・ これまでの年金加入期間
- ・ これまでの加入実績に応じた年金額（50歳未満の者）／老齢年金の見込額（50歳以上の者）
- ・ これまでの保険料納付額
- ・ これまでの年金加入履歴（節目年齢のみ）
- ・ これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況
※ 節目年齢以外は「最近の月別状況」に直近13ヶ月分を記載する。
- ・ これまでの国民年金保険料の納付状況
※ 節目年齢以外は「最近の月別状況」に直近13ヶ月分を記載する。

2. 業務説明 — 調達概要

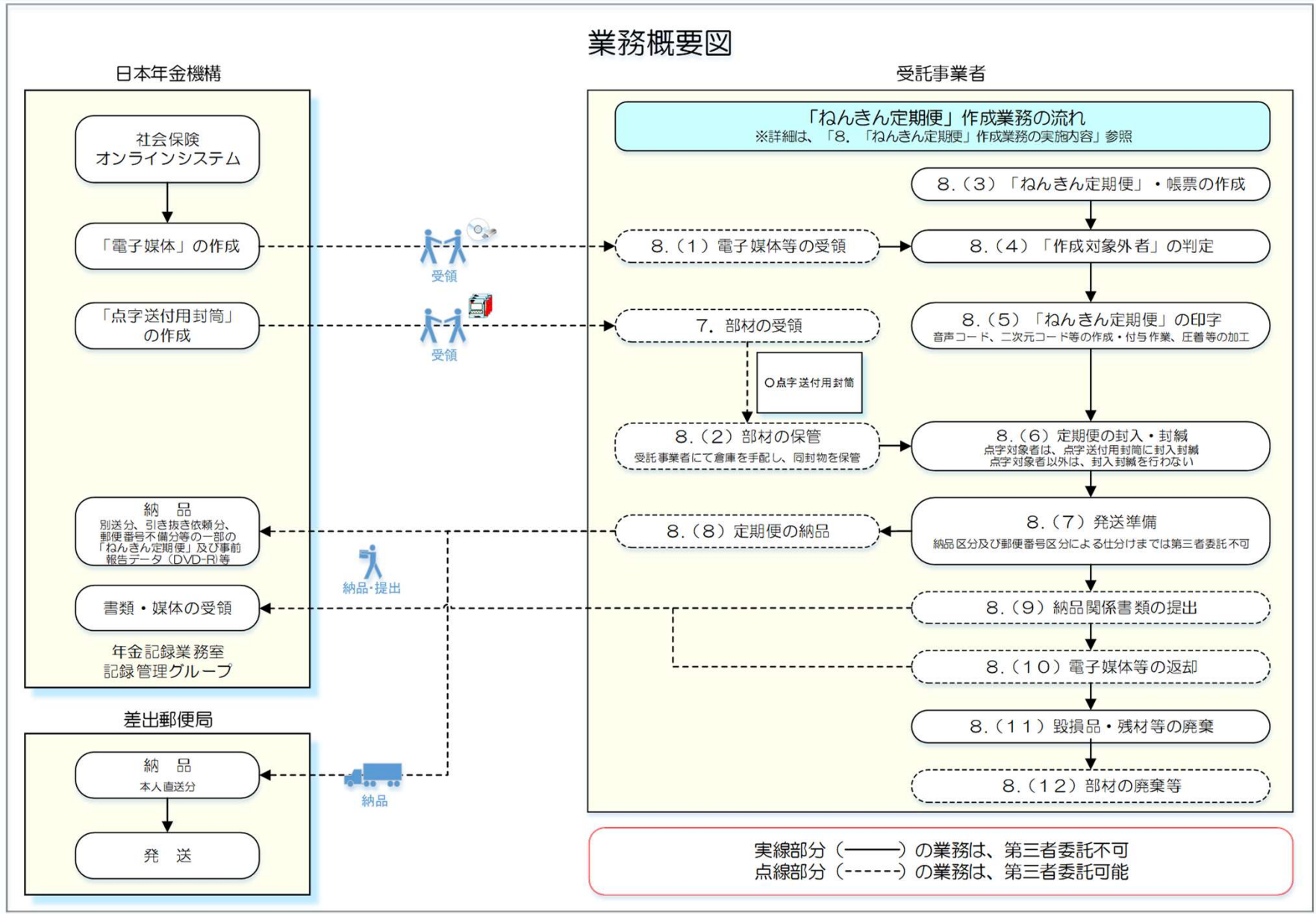
(1) 各調達区分の概要

昨年度の調達（令和8年度発送分）と同等の調達区分です。

調達区分		直近1年間通知者用		全期間通知者用
		調達区分1	調達区分2	
形 式		はがき	はがき	封書
予 定 数 量		32,160 千件	24,271 千件	4,540 千件
使用する帳票 （帳票数）		50歳未満者用 （1種類）	50歳以上者用 年金受給者用 （2種類）	50歳未満者用 50歳以上者用 年金受給者用 （3種類）
再発行の有無		あり	あり	あり
年 齢 帯 区 分		15～20歳、21～29歳 30～34・36～39歳 40～44・46～49歳 15～49歳（共済記録有者） 再発行分（50歳未満者）	50～54歳、55～58・60歳 61歳以上 61歳以上（共済記録有者） 50～60歳（共済記録有者） 再発行分（50歳以上者・年金受給者）	（35、45歳）特定年齢 （59歳）節目年齢 35、45歳（共済記録有者） 59歳（共済記録有者） 再発行分（全年齢帯区分）
発送方法 （予定件数）	圧着はがき	32,142 千件	24,247 千件	—
	封筒（点字なし）	—	—	4,536.4 千件
	封筒（点字あり）	18 千件	24 千件	3.6 千件
必要部材	見方ガイド	—	—	あり
	返信用封筒	—	—	あり
	送付用封筒	—	—	あり
	点字送付用封筒	あり（アドヘア糊） （機構提供）	あり（アドヘア糊） （機構提供）	あり（水糊） （機構提供）

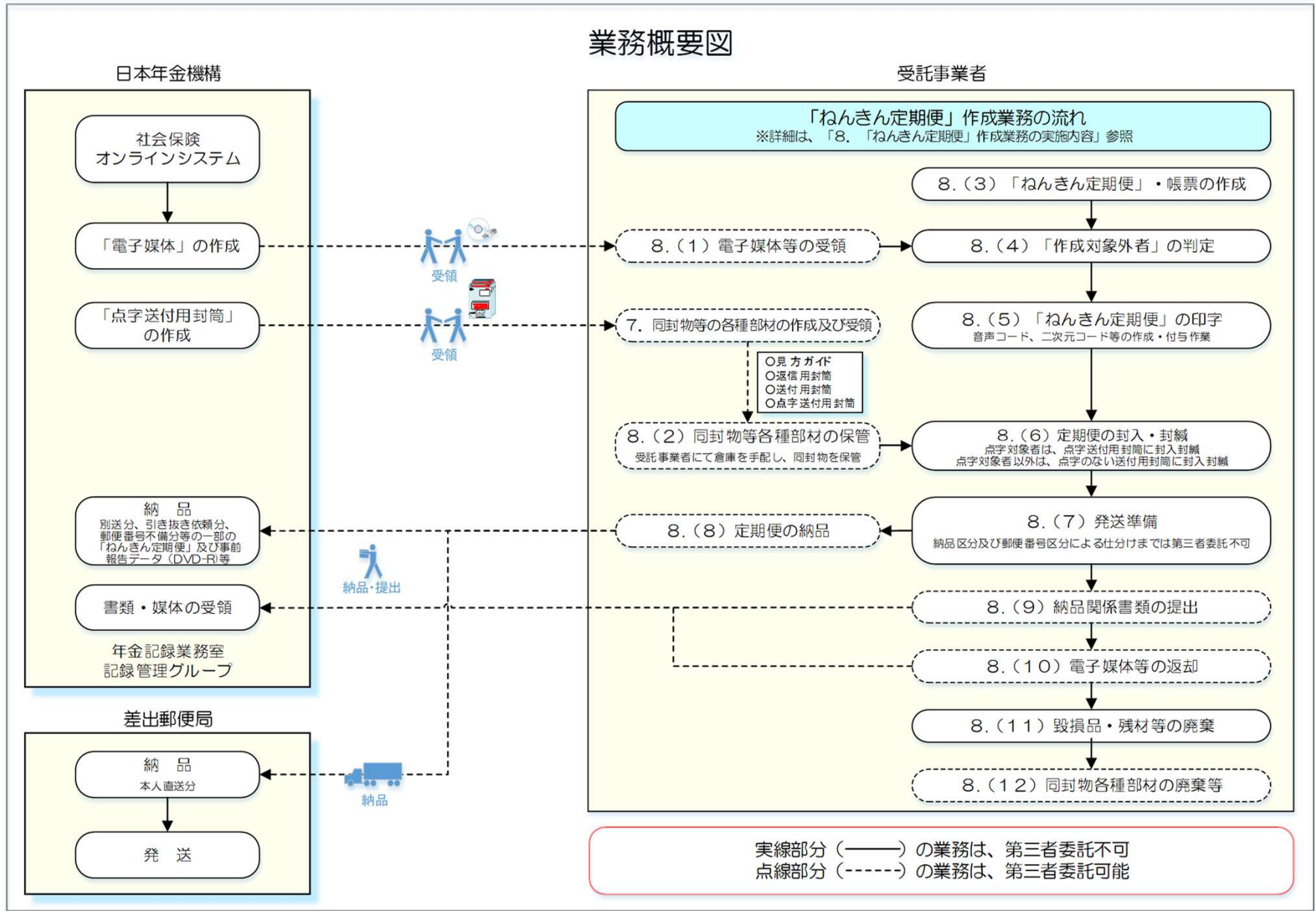
2. 業務説明 — 業務概要（1 / 2）

（2）直近1年間通知者用 調達区分1 及び調達区分2（はがき形式）の場合



2. 業務説明 — 業務概要 (2/2)

(3) 全期間通知者用 (封書形式) の場合



＜直近1年間通知者用 調達区分1＞ 50歳未満者用イメージ

[illegible]

■50歳未満者用帳票（裏）

「ねんきん定期便」記載内容についてお知らせ

厚生年金保険料は、被保険者（ご本人）とご家族で負担することとされております。厚生年金の保険料は、事業主と被保険者が負担しています。

※ご本人が加入の「保険料納付額」は、被保険者が労働先で負担でき、保険料負担割合により負担が軽減されています。ご本人が国民年金加入の方の場合は、国民年金の納付額が記載されています。

※各項目の納付方法の詳細は、日本年金機構ホームページでご案内しています。



「ねんきん定期便」の
納付と支払い方法はこちら



お問い合わせに
お答えする「ねんきん
ネット」はこちら

【データ作成日】

国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国庫・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校教職員)
---------------------	-------------------------	-------------------------

1. これまでの保険料納付額（累計額）

(1) 国民年金保険料 (第1号被保険者期間)	円
(2) 厚生年金保険料（被保険者負担額）	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

お客様へのお知らせ

2. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です）

国民年金 (a)		国民年金 計 (a+b+c+d)	付加保険料 納付済月数	給付保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納期間を除く) (a+b+c+d)	会葬対価納付等 (d)	受給資格期間
第1号被保険者 (a)	第3号被保険者 (b)						
月	月	月	月	月	月	月	月
厚生年金保険 (b)							
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険	月	月	月	月

3. これまでの加入実績に応じた年金額（年額） (今後の加入状況に応じて年金額は増減します※表裏の欄へご覧ください)

(1) 老齢基礎年金	円
(2) 老齢厚生年金	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

※「ねんきんネット」の「お客様のアクセスキー」の有効期限は、
左記データ作成日から5ヵ月後の月末までです。

右のマークは目の不自由な
方のための音声コードです。



お問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」へ



0570-058-555
国庫・一般被保険者にはおかけ下さい。

0570から国庫の電話がかけられる場合 (国庫) 03-6700-1144

※1 月 曜 日 8:30~19:00
※2 火~金曜日 8:30~17:15
※3 土・日曜日 9:30~16:00

部材（機構提供）



点字送付用封筒

＜直近１年間通知者用 調達区分２＞ 50歳以上者用イメージ

[illegible]

■50歳以上者用帳票（裏）

「ねんきん定期便」記載内容についてのお知らせ

厚生年金保険料は、被保険者（本人）と事業主が分担することにより、被保険者の負担が軽減されています。
※原則の「保険料納付済」は、被保険者が労務担当委託で、保険料納付義務により負担が軽減されています。その負担軽減の割合が記載されています。

※各項目の地方自治体の詳細は、日本年金機構ホームページにてご案内しています。



「ねんきん定期便」
の様式と入力ガイドは
こちらです。



お問い合わせに
お困りの方は、こちら
のページから
お問い合わせください。

【データ作成日】

国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国・都道府県・市町村職員)	私学共済厚生年金期間 (私学共済の教職員)
---------------------	-----------------------------	--------------------------

「ねんきん定期便」では、上記データ作成日直前の前月までの記録をお送りしています。
※前月までの記録に反映されない変更は次回以降のデータでお知らせします。

「ねんきんネット」のご利用をお勧めします

①「ねんきんネット」は、スマートフォンやパソコンから**ご自身の年金記録や手帳に「ねんきん定期便」の複製、年金受給額を確認できる場合などの年金記録を確認、持ち主の年金の受給履歴を確認**（ご本人または年金受給者本人）などができるサービスです。

②マイナンバーカードをお持ちの方は、**マイナンバーカードに利用履歴が記載**できます。また、お持ちでない方も、**国民年金番号と記述の「お客様のアクセスコード」**（後述）を用いて日本年金機構のホームページからご利用いただけます。

③**「ねんきん定期便」**に「ねんきんネット」から**マイナンバーカード**の登録が可能です。環境の配慮に、ぜひご協力をお願いします。

スマートフォンでの利用登録はこちら➡

2. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120日以上）の受給資格確認が必要です。

国民年金 (a)		国民年金計 (b)	付添保険料 納付済期間	船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納分を除く)	第2号被保険者 (未納分を除く)	国民年金計 (未納分を除く)					
月	月	月	月	月	月	月	月

厚生年金保険 (b)

厚生年金保険 (b)				月	月
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計	月	月
月	月	月	月	月	月

3. 老齢年金の種類と見込額（年齢）

60歳未満の方は現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を計算しています。

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	歳～	歳～
(1) 基礎年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金	
(2) 厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金	
一般厚生年金期間	特別支給の老齢厚生年金 (基礎給付部分)	特別支給の老齢厚生年金 (基礎給付部分)	特別支給の老齢厚生年金 (基礎給付部分)	老齢厚生年金 (基礎給付部分)	老齢厚生年金 (基礎給付部分)
公務員厚生年金期間	特別支給の老齢厚生年金 (基礎給付部分)	特別支給の老齢厚生年金 (基礎給付部分)	特別支給の老齢厚生年金 (基礎給付部分)	老齢厚生年金 (基礎給付部分)	老齢厚生年金 (基礎給付部分)
私学共済厚生年金期間	特別支給の老齢厚生年金 (基礎給付部分)	特別支給の老齢厚生年金 (基礎給付部分)	特別支給の老齢厚生年金 (基礎給付部分)	老齢厚生年金 (基礎給付部分)	老齢厚生年金 (基礎給付部分)
(1) と (2) の合計					

お客様へのお知らせ

①年金支払開始3年後の加入状況を確認するために
よって受けるります。あくまで目安としてください。

②一般厚生年金期間の期間に、期間が不足は、厚生年金
番号の交付がないと認められません。

③基礎年金の2倍の1/2程度は国庫から負担されています。

右のマークは目の不自由な
方のための音声コードです。



ねんきんネットの「お客様のアクセスキー」

※ 印刷されたアクセスキーの活用期間は、お申し込みの日から3ヵ月後の月末までです。

部材（機構提供）



点字送付用封筒

3. 仕様について — 帳票の種類（4／9）

<全期間通知者用> 50歳未満者用イメージ及び構成

1. 送付状 (表)

1. 送付状 (裏)

2. 表紙 (表)

2. 表紙 (裏)

3. 年金加入履歴

4. 厚生年金保険
月別状況

5. 国民年金保険料
納付状況

6. 年金加入記録回答票
(表)

6. 年金加入記録回答票 (裏)
記入例

7. リーフレット
お知らせ (表)
(繰り下げ制度)

7. リーフレット
お知らせ (裏)
(繰り下げ制度)

8. リーフレット
お知らせ
(仮基礎年金番号)

※1. ～ 5. は、連続した表裏両面印刷
 3. はデータ量に応じて、複数枚の場合あり
 4. 5. は加入記録の有無、データ量に応じて 0枚～複数枚の場合あり

部材

見方ガイド

返信用封筒

送付用封筒

部材（機構提供）

点字送付用封筒

3. 仕様について — 帳票の種類（5／9）

<全期間通知者用> 50歳以上者用イメージ及び構成

1. 送付状 (表)

1. 送付状 (裏)

2. 表紙 (表)

2. 表紙 (裏)

3. 年金加入履歴

4. 厚生年金保険
月別状況

5. 国民年金保険料
納付状況

6. 年金加入記録回答票
(表)

6. 年金加入記録回答票 (裏)
記入例

7. リーフレット
お知らせ (表)
(繰り下げ制度)

7. リーフレット
お知らせ (裏)
(繰り下げ制度)

8. リーフレット
お知らせ
(記録再確認のお願い)

9. リーフレット
お知らせ
(仮基礎年金番号)

※1. ～ 5. は、連続した表裏両面印刷
 3. はデータ量に応じて、複数枚の場合あり
 4. 5. は加入記録の有無、データ量に応じて 0枚～複数枚の場合あり

部材

見方ガイド

返信用封筒

送付用封筒

部材（機構提供）

点字送付用封筒

3. 仕様について — 帳票の種類（6／9）

<全期間通知者用> 年金受給者用イメージ及び構成

1. 送付状 (表)

1. 送付状 (裏)

2. 表紙 (表)

3. 年金加入履歴

4. 厚生年金保険
月別状況

5. 国民年金保険料
納付状況

6. 年金加入記録回答票
(表)

6. 年金加入記録回答票 (裏)
記入例

6. 年金加入記録回答票 (表)

- ※1. ～ 5. は、連続した表裏両面印刷
- 2. の裏面は3. の1枚目
- 3. はデータ量に応じて、複数枚の場合あり
- 4. 5. は加入記録の有無、データ量に応じて 0枚～複数枚の場合あり

見方ガイド

返信用封筒

送付用封筒

部材

点字送付用封筒

部材（機構提供）

3. 仕様について — 帳票の種類（7／9）

<全期間通知者用> 見方ガイドイメージ

「ねんきん定期便」の見方ガイド（50歳未満の方用）

このパンフレットは「ねんきん定期便」をご覧になるときに参照ください。
また、お送りした「ねんきん定期便」は、大切に保管してください。

ご自身の年金加入記録に「もれ」や「誤り」はありませんか？

ご自身の年金加入記録をご確認いただき、「もれ」や「誤り」があると思われる方は、「ねんきん定期便」に同封している「年金加入記録回答票」でご回答いただきますようお願いいたします。

※年金加入記録の確認に当たっては、12ページ「記録確認のチェックポイント」を参考にしてください。

※年金加入記録に「もれ」や「誤り」があった場合の手続きについては、12ページをご参照ください。

「ねんきんチャットボット」でお問い合わせに自動でお答えします

日本年金機構ホームページでは、お問い合わせに自動でお答えするねんきんチャットボットを開設しています。24時間いつでも対応していますので、下記の二次元コードより是非ご利用ください。

**ねんきん定期便**
② チャットボットに聞いてみる



お問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」へ

**0570-058-555**
全国一律の通話料金でご利用いただけます。
通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話からおかけになる場合（東京）03-6700-1144

受付時間

月曜日※1	8:30～19:00	※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の前日に19:00まで受け付けます。
火～金曜日	8:30～17:15	
第2土曜日※2	9:30～16:00	※2 第2土曜日以外の土・日・祝日 1/2/2/9～1/3はご利用いただけません。

-1-

見方ガイド（50歳未満者用）

「ねんきん定期便」の見方ガイド（50歳以上の方用）

このパンフレットは「ねんきん定期便」をご覧になるときに参照ください。
また、お送りした「ねんきん定期便」は、大切に保管してください。

ご自身の年金加入記録に「もれ」や「誤り」はありませんか？

ご自身の年金加入記録をご確認いただき、「もれ」や「誤り」があると思われる方は、「ねんきん定期便」に同封している「年金加入記録回答票」でご回答いただきますようお願いいたします。

※年金加入記録の確認に当たっては、12ページ「記録確認のチェックポイント」を参考にしてください。

※年金加入記録に「もれ」や「誤り」があった場合の手続きについては、12ページをご参照ください。

「ねんきんチャットボット」でお問い合わせに自動でお答えします

日本年金機構ホームページでは、お問い合わせに自動でお答えするねんきんチャットボットを開設しています。24時間いつでも対応していますので、下記の二次元コードより是非ご利用ください。

**ねんきん定期便**
② チャットボットに聞いてみる



お問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」へ

**0570-058-555**
全国一律の通話料金でご利用いただけます。
通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話からおかけになる場合（東京）03-6700-1144

受付時間

月曜日※1	8:30～19:00	※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の前日に19:00まで受け付けます。
火～金曜日	8:30～17:15	
第2土曜日※2	9:30～16:00	※2 第2土曜日以外の土・日・祝日 1/2/2/9～1/3はご利用いただけません。

-1-

見方ガイド（50歳以上者用）

「ねんきん定期便」の見方ガイド（老齢年金受給者用）

このパンフレットは「ねんきん定期便」をご覧になるときに参照ください。
また、お送りした「ねんきん定期便」は、大切に保管してください。

ご自身の年金加入記録に「もれ」や「誤り」はありませんか？

ご自身の年金加入記録をご確認いただき、「もれ」や「誤り」があると思われる方は、「ねんきん定期便」に同封している「年金加入記録回答票」でご回答いただきますようお願いいたします。

※年金加入記録の確認に当たっては、12ページ「記録確認のチェックポイント」を参考にしてください。

※年金加入記録に「もれ」や「誤り」があった場合の手続きについては、12ページをご参照ください。

「ねんきんチャットボット」でお問い合わせに自動でお答えします

日本年金機構ホームページでは、お問い合わせに自動でお答えするねんきんチャットボットを開設しています。24時間いつでも対応していますので、下記の二次元コードより是非ご利用ください。

**ねんきん定期便**
② チャットボットに聞いてみる



お問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号」へ

**0570-058-555**
全国一律の通話料金でご利用いただけます。
通話料金定額プランの対象外です。

050から始まる電話からおかけになる場合（東京）03-6700-1144

受付時間

月曜日※1	8:30～19:00	※1 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日の前日に19:00まで受け付けます。
火～金曜日	8:30～17:15	
第2土曜日※2	9:30～16:00	※2 第2土曜日以外の土・日・祝日 1/2/2/9～1/3はご利用いただけません。

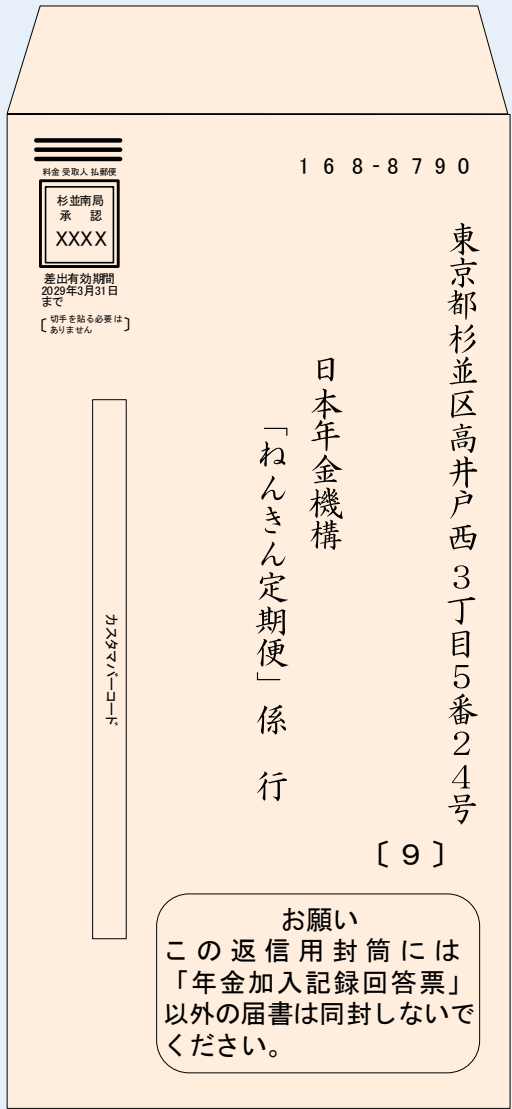
-1-

見方ガイド（年金受給者用）

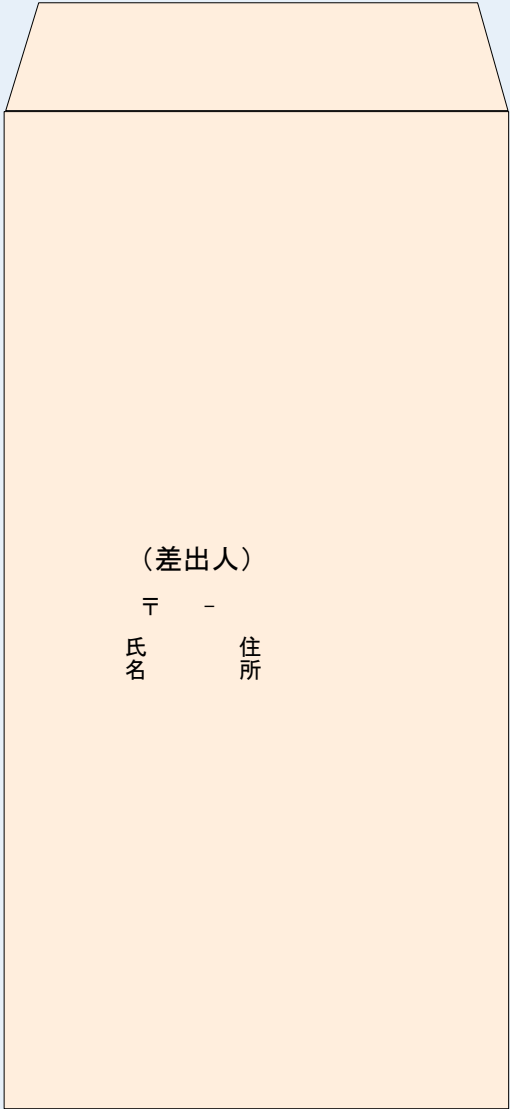
-13-

3. 仕様について — 帳票の種類（8／9）

＜全期間通知者用＞ 返信用封筒イメージ



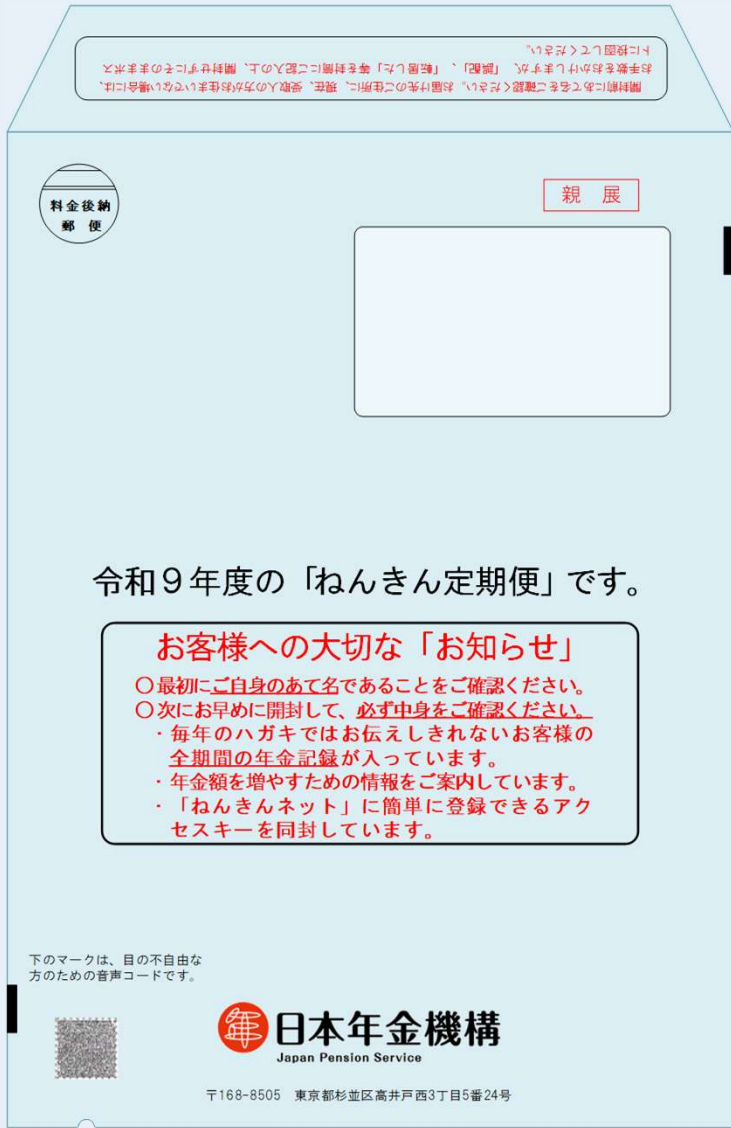
返信用封筒（表）



返信用封筒（裏）

3. 仕様について — 帳票の種類（9／9）

<全期間通知者用> 送付用封筒イメージ



送付用封筒（表）



送付用封筒（裏）

4. 運用仕様書の作成及び提出

(1) 運用仕様書について

運用仕様書は、仕様書・委託要領等で求めている事項を実施するための体制や、具体的な業務方法を確認する重要な書類です。日本年金機構では、特に年金個人情報取り扱いについて厳格かつ適正に管理することを求めており、その管理に係る活動を網羅した内容で運用仕様書を作成する必要があります。

(2) 運用仕様書作成における主な留意点

運用仕様書作成における主な留意点を以下に記載します。なお、詳細については、仕様書「別紙13—運用仕様書作成手順」等を確認してください。

- ① 運用仕様書は、調達区分ごとに作成し、提出してください。
- ② 履行場所が定まっていない場合は、予定される履行場所ごとに運用仕様書を作成し、提出してください。
- ③ 提出する全ての書類に対し、必ず先頭から通しのページ番号を付与してください。
- ④ 印刷時や圧着加工等において機器・設備等にエラーが発生した際、その対応のための判断等の体制及び手順について具体的に記載してください。（機器・設備等のエラー時の対応でヒューマンエラーが多発しているための対応です。）
- ⑤ 提出にあたっては、仕様書「別紙14—1の付属—運用仕様書（提出前）記載及び提出資料確認リスト」に基づき、記載及び添付漏れがないことを確認してください。

(3) 提出先及び提出方法

<提出期限>

令和8年10月5日（月）18時まで（必着）

<提出方法>

郵送による提出 ※ 手渡しによる提出は受け付けておりません。

<提出先>

〒182-8530

東京都調布市（住所の詳細は別途お知らせします。）

日本年金機構 年金記録企画部 年金記録業務室 記録管理グループ 担当：尾朝、山木、安藤、長野

電話番号：042-429-2808

FAX番号：042-429-2810

5. 技術試験及び技術試験品等の提出

(1) 技術試験について

技術試験は、入札参加希望者において「ねんきん定期便」及びその他成果物の作成が技術的に可能であることを確認するためのイベントであり、技術試験品の提出は入札参加の必須条件となっています。よって、技術試験では、帳票作成、データ作成、データ印字、圧着加工、仕分け等様々な観点で審査を行います。

(2) 技術試験用のテストデータの貸与及び技術試験品等の提出

技術試験用のテストデータは、令和8年9月3日（木）から令和8年10月5日（月）までの期間に郵送にて貸与します。入札参加希望者は、テストデータの貸与希望の旨を下記提出先に連絡し、テストデータを受領してください。また、テストデータ受領後、技術試験品を作成のうえ、下記提出期限までに郵送等で提出し、審査を受けてください。なお、技術試験品の提出が期限を過ぎた場合、あるいは技術試験品の審査において要求水準を満たしていないと判定された場合は、入札に参加することができないのでご注意ください。詳細については、仕様書「別紙16－技術試験品の作成について」を確認してください。

(3) 提出先及び提出方法

<提出期限>

直近1年間通知者用 調達区分1（はがき形式）の場合、令和8年10月26日（月）18時まで（必着）
直近1年間通知者用 調達区分2（はがき形式）の場合、令和8年11月 2日（月）18時まで（必着）
全期間通知者用（封書形式）の場合、令和8年10月20日（火）18時まで（必着）

<提出方法>

郵送による提出 ※ 手渡しによる提出は受け付けておりません。

<提出先>

〒182-8530

東京都調布市（住所の詳細は別途お知らせします。）

日本年金機構 年金記録企画部 年金記録業務室 記録管理グループ 担当：尾朝、山本、安藤、長野

電話番号：042-429-2808

FAX番号：042-429-2810

6. 仕様書・委託要領に係る質問及び回答

(1) 仕様書・委託要領等に係る質問について

仕様書・委託要領等に係る質問については、受付期間内に「質問・回答票」に必要事項記載のうえ、提出してください。
なお、詳細については、「入札説明書」を確認してください。

<受付期間>

令和8年9月24日（木）まで

<提出方法>

FAX、郵送等による提出 ※ 電話や手渡し、電子メールによる質問は受け付けておりません。

<提出先>

〒182-8530

東京都調布市（住所の詳細は別途お知らせします。）

日本年金機構 年金記録企画部 年金記録業務室 記録管理グループ 担当：尾朝、山木、安藤、長野

電話番号：042-429-2808

FAX番号：042-429-2810

(2) 質問の回答について

質問の回答については、回答期限までに日本年金機構ホームページに掲示を予定しています。
※ 個別に回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

<回答期限>

令和8年9月29日（火）

※ 質問の内容及び到着状況に応じて、回答期限前に数回に分けて回答する場合があります。

（参考）令和9年度発送分「ねんきん定期便」に係る主な変更点

令和8年度からの主な変更点は、以下を予定しています。なお、詳細は委託要領をご確認ください。

（１）委託期間内に変更がある場合の連絡時期

■ 共通（直近1年間通知者用・全期間通知者用）

➤ 令和8年度

「委託期間内に印字内容、二次元コード及び音声コードの出力仕様の変更がある場合には、納品月の前々々月の1日（その日が休日の場合はその直前の営業日）までに機構より連絡を行うので、変更について対応を行うこと。」



➤ 令和9年度

「委託期間内に印字位置、印字内容、二次元コード及び音声コードの出力仕様の変更がある場合には、納品月の4ヶ月前の1日（その日が休日の場合は前営業日）までに機構より連絡を行うので、変更について対応を行うこと。」

※委託要領：P16（直近1年間通知者用）、P22（全期間通知者用）参照

（２）部材（見方ガイド、返信用封筒、送付用封筒）の提出

■ 全期間通知者用

➤ 令和8年度

「校正完了後、機構の指定する日までに製品サンプルを各100部提出すること。また、毎月納品日の前日までに製品サンプル各20部提出すること。」



➤ 令和9年度

「校正完了後、機構の指定する日時までに製品サンプルを各100部提出すること。また、部材を追加作成する場合等、機構より最大100部程度の製品サンプルの提出を求めることがある。その場合は、機構と協議のうえ速やかに提出すること。」

※委託要領：P14、別添11-1～11-3、12、13参照